○大隅肝属広域事務組合入札等による契約締結のための手続に関する規程

令和２年３月27日

大隅肝属広域事務組合訓令第５号

大隅肝属広域事務組合入札等による契約締結のための手続に関する規程（平成21年大隅肝属広域事務組合訓令第12号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、大隅肝属広域事務組合契約規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第16号）の施行に際し必要な手続を定めるものとする。

（入札等による契約締結のための手続）

第２条　入札等による契約締結のための手続については、鹿屋市入札等による契約締結のための手続に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第33号）の例による。

附　則

この訓令は、令和２年３月27日から施行する。